

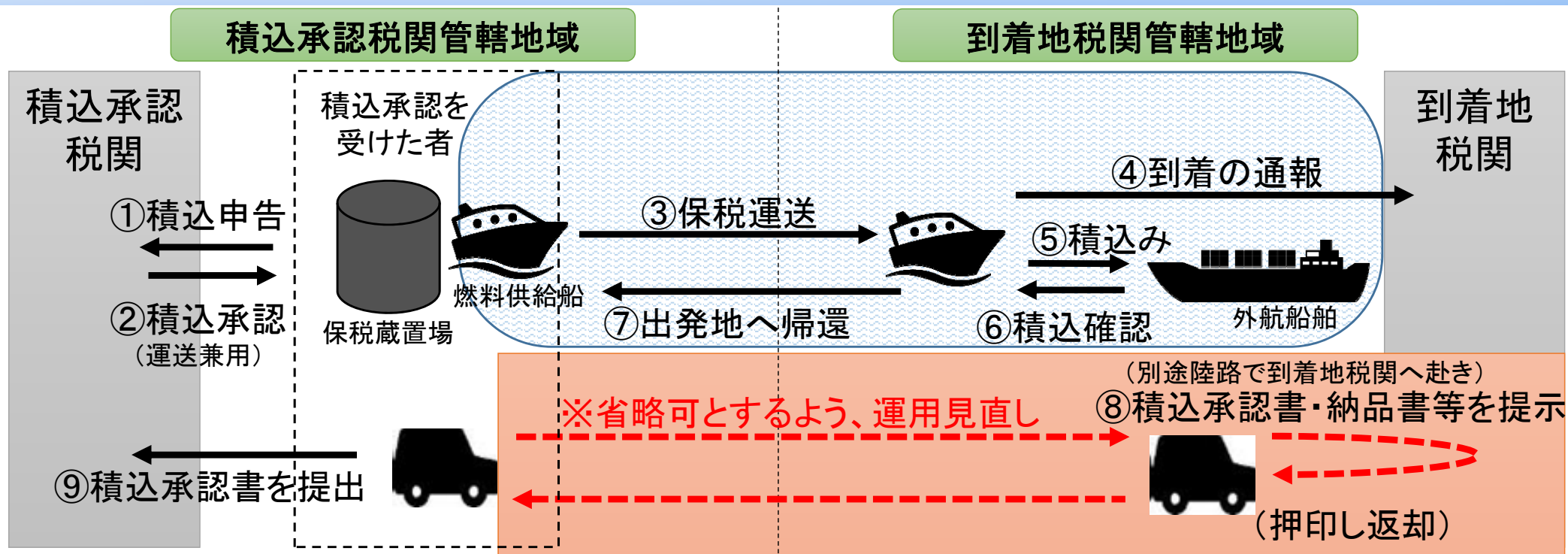
包括承認に係る運用(見直し前)

- 燃料供給船が燃料を特定の外航船舶(1隻)に対して、同一開港内で、一定期間内(最長1ヶ月)に包括的に積込むこと認める

包括承認に係る運用(見直し後)

- 燃料供給船が燃料を特定の複数の外航船舶に対して、複数の開港で、一定期間内(最長6ヶ月)に包括的に積込むことを認める

2. 外航船舶への外貨船用品(燃料)の保税運送手続の簡素化



運送到着に係る運用(見直し前)

- 燃料供給船が積込対象の外航船舶の船側に到着した際、ただちに到着地税関に通報(上記④)
- 積込終了後、積込承認書と納品書等関係書類を到着地税関に提示し確認を受ける(上記⑧)
- 積込承認書を積込承認税関へ提出(上記⑨)

運送到着に係る運用(見直し後)

- 燃料供給船が積込対象の外航船舶の船側に到着した際、ただちに到着地税関に通報(上記④)
- 上記⑧を省略
- 積込終了後、積込承認書を積込承認税関へ提出(上記⑨)

3. 関税法基本通達等の改正要旨①

1. 包括承認申請時の手続等

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none">● 外貨船用品の包括積込みは、外航船舶の燃料油に限定	<ul style="list-style-type: none">● 通達の規定を「燃料油」から「燃料」に改正し「油」以外の燃料の包括積込みを認める
<ul style="list-style-type: none">● 積込もうとする外航船舶(1隻)を特定する必要がある	<ul style="list-style-type: none">● 特定の複数の外航船舶への積込みを認める(承認申請時に、積込もうとする全ての外航船舶名を記載)● 急遽、承認を受けた外航船舶以外への積込みが必要となった場合、積込む前に申し出ることにより積込みを認める
<ul style="list-style-type: none">● 同一開港内での積込み及び当該開港内での保税運送に限定	<ul style="list-style-type: none">● 複数の開港間での積込み及び保税運送を認める(承認申請時に積込もうとする全ての積込場所(開港名)を記載)● 急遽、承認を受けた積込場所以外での積込みが必要となった場合、積込む前に申し出ることにより積込みを認める
<ul style="list-style-type: none">● 包括積込承認の期間は最長1ヶ月● 運送期間は発送日から1週間に限定	<ul style="list-style-type: none">● 包括積込承認の期間を最長6ヶ月に延長● 運送期間は積込に要する相当の期間に緩和
<ul style="list-style-type: none">● 積込承認申請者は船長、シッフチャンドラー、石油会社その他船用品の販売者のいずれかの者● 上記者以外の者が、業として申請する場合は、通関業者でなければならない	<ul style="list-style-type: none">● 積込承認申請者は、取引実態を踏まえ、積込発注者(商社、船会社及び石油元売会社等)とする● 通関業者が代理申請する際に使用する「代理人住所氏名」欄を申告様式に追加し明確化する

3. 関税法基本通達等の改正要旨②

2. 承認条件等

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none">● 積込みの都度、積込数量が確認できる書類（「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」等）を作成し、1ヶ月分取りまとめた上で、翌月5日までに「外貨船用品積込明細総括表」及び「外国貨物運送申告書（運送目録）（税関様式C第4000号）」とともに税関に提出	<ul style="list-style-type: none">● 左記の承認条件に、以下の3項目を追加<ol style="list-style-type: none">① 承認を受けた者は、積込承認期間終了後、積込承認税関からの積込関係書類（税関へ提出した書類を除く）の提示の求めに応じて書類を提示し、積込実態の確認を受ける② 燃料供給船の流量計又は液面計による積込数量を併記する（機能・性能は問わない）③ 燃料供給船の自動船舶識別装置（AIS）を常時作動させておく（機能・性能は問わない）● 積込数量を確認できる書類に、IMOが作成を義務付けており、燃料供給の際に必ず作成される「BUNKER DELIVERY NOTE」を追加

3. 積込みに伴う保税運送の到着確認手続

見直し前	見直し後
<ul style="list-style-type: none">● 燃料供給船が外航船舶の船側に到着した際、ただちに到着地税関に通報● 燃料供給船が外航船舶に燃料を積込んだ後、別途、陸路で到着地税関に赴き積込承認書を提示	<ul style="list-style-type: none">● 取締上支障がない場合は、左記の通報によって到着事実の確認を受け、到着地税関での積込承認書提示を省略